

墓地移転説明会資料

お墓の移転

平成10年9月

土地区画整理組合

目 次

1 . お墓の基礎知識.....	2
2 . 区画整理と墓地移転.....	4
3 . お墓を移転するまで.....	6
4 . 誰が何をするのか.....	7
5 . 新墓地の経営許可の手続き.....	8
6 . 改葬許可の手続き.....	9
7 . 旧墓地の経営廃止許可の手続き.....	9
8 . 改葬工事と補償.....	10
9 . お墓の移転が終わったら.....	11

< 添付資料 >

1 . お墓の基礎知識

お墓と墓地

お墓とは、遺体や遺骨を埋める施設や場所のことを指す一般的な呼び方で、直接の埋葬地のことを墓所、墓所に立てる石のことを墓石などと呼んでいます。お墓について定めた法律「墓地、埋葬等に関する法律」では、お墓のことを墳墓と呼んでいます。

また墓地とは、「墓地、埋葬等に関する法律」で用いられている用語で、お墓を設けるために、都道府県知事の許可を受けて定められた区域や地域のことです。法律では、遺体や遺骨は墓地以外には埋めることができないとされています。

お墓の法律

お墓について一般的に定めている法律は、「墓地、埋葬等に関する法律」(以下「墓埋法」といいます)で、昭和 23 年に施行されました。また、この法律に基づく「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」があり、その他にも都道府県が定めた「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」や条例などがあります。

これらの法律では、お墓とは何かということや、お墓に関する規制、お墓を設置したり移したりする場合の手続き、またお墓の管理に関することや罰則などについて定めています。

お墓に関する法的な規制

「墓埋法」では、お墓について、主に次のようなことを規制しています。

墓地など(納骨堂や火葬場を含みます)を新しく開設する場合は、都道府県知事の許可が必要です。また、これらを廃止する場合も都道府県知事の許可が必要です。

遺体を火葬したり遺体や遺骨を埋葬する場合、またお墓を移す場合(改葬といえます)は、市町村長の許可が必要です。

墓地以外の場所に、遺体や遺骨を埋葬することはできません。

お墓の構造

お墓の構造には法律的な決まりはありませんが、一般的には、墓石、カロート(納骨室)、境界石・外柵、水鉢、花立て、拝石、墓誌、塔婆立、などで成り立っています。

このうち の墓石や のカロートがお墓の本質的な部分といえます。また、の外柵も自分のお墓の範囲を明確にするものですから重要です。

(ポイント参照)

ポイント

1. 墓地とは、お墓をつくるために都道府県知事の許可を受けて定められた区域のことです。
2. お墓の設置や移転などについては「墓地、埋葬等に関する法律」に定められています。
3. 墓地の開設や廃止には、都道府県知事の許可が必要です。また埋葬や火葬、改葬には市町村長の許可が必要です。
4. 一般的なお墓の構造は下図のようになっています。

